○総務省告示第五百八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年十二月二十五日

総務大臣　原口　一博

法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
瓦　力	衆議院議員	中央政治経済研究会	東京都千代田区永田町二―二―一	瓦　力	二一、一一、一三
秦　知子	参議院議員	はたともこ後援会	静岡県静岡市清水区銀座一〇―九	秦　知子	二一、八、一三
原田　令嗣	衆議院議員	大けやきの会	東京都千代田区永田町二―一七―一〇	原田　令嗣	二一、一〇、三〇
藤野真紀子	衆議院議員	明日の日本を考える会	東京都目黒区鷹番一―一六―一三	藤野真紀子	二一、一一、一三

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
武藤　嘉文	衆議院議員	新政治研究会	東京都千代田区麹町二―一二―一三	二一、一一、一七

備考　新政治研究会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は武藤嘉文である。

○総務省告示第五百八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、みんなの党から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十一年総務省告示第四百七十四号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十五日

総務大臣　原口　一博

（一）　政党の部みんなの党の支部の数のうち「一七」を「一九」に改め、

「みんなの党栃木県宇河支部	○	」
「みんなの党栃木県宇都宮市下戸祭二―一七―七	○	を

「

みんなの党栃木県宇河支部	栃木県宇都宮市、河内郡上三川町、下野市	○
みんなの党佐賀県第三選挙区支部	佐賀県唐津市和多田大土井五―一〇	○
みんなの党静岡1区支部	静岡県静岡市駿河区泉町八―五	○

」

に改める。

○総務省告示第五百八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第五項において準用する同条第一項の規定による政治団体の届出について、みんなの党から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十一年総務省告示第四百七十五号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十五日

総務大臣　原口　一博

みんなの党の支部の数のうち「一七」を「二〇」に改め、

「みんなの党福島県第4区支部　福島県会津若松市東栄町四―一七　○

「みんなの党福島県第4選挙区支部　福島県会津若松市東栄町四―一七　○

」

の次に

「

みんなの党福島県支部連合会	福島県会津若松市東栄町四―一七	○
「みんなの党栃木県宇河支部	栃木県宇都宮市下戸祭二―一七―七	○

」

を加え、

「

「みんなの党栃木県宇河支部	栃木県宇都宮市下戸祭二―一七―七	○
みんなの党静岡1区支部	静岡県静岡市駿河区泉町八―五	○
みんなの党佐賀県第三選挙区支部	佐賀県唐津市和多田大土井五―一〇	○

」

を

に改める。

○総務省告示第五百八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年十二月二十五日

総務大臣　原口　一博

政党 政治団体の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
公明党羽生総支部	支部の名称	公明党羽生総支部	公明党久喜総支部	二一、二、二〇
公明党参議院埼玉選挙区第2総支部	支部の主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―四	埼玉県所沢市本郷一〇八―五	二一、五、一三
公明党愛知県本部	支部の主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二―一六―一七	愛知県名古屋市千種区小松町六―六	二一、五、一三
公明党和歌山第二総支部	支部の主たる事務所の所在地	和歌山県海南市椋木二三四―四	和歌山県岩出市西安上一七〇―二	二一、五、一三
公明党杉並総支部	支部の主たる事務所の所在地	東京都杉並区阿佐谷南三―九―二	東京都杉並区清水三―六―一三	二一、五、一三
公明党参議院比例区第21総支部	支部の主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町一―一一―四	東京都三鷹市上連雀一―六―五	二一、五、一三
公明党参議院比例区第23総支部	支部の主たる事務所の所在地	東京都渋谷区広尾二―一―一八	東京都渋谷区東三―二―一〇	二一、五、一三
公明党衆議院比例区北海道第2総支部	異動事項 支部の数	四四〇	四三九	二一、九、一八
公明党衆議院比例区北海道第2総支部	（設立された支部の名称） （主たる事務所の所在地）	北海道札幌市中央区北一条西一九	全国	届出年月日
○	（主たる活動区域）		（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）	